

## 企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

令和8年5月29日

支出負担行為担当官

北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之

### 1 業務概要

#### (1) 業務名及び業務概要

「令和8年度 ウポポイ誘客促進業務」

本業務は、民族共生象徴空間（ウポポイ）の誘客を促進するため、近年増加傾向にある訪日外国人旅行客（インバウンド）のうち、主に冬季のニセコ※に集まるインバウンドをターゲットとしてウポポイへの誘客を図る。特に本業務を推進するにあたり、多様な主体との連携によって相乗効果を高め、以て地域に対する波及効果を広げ、中長期的に民間事業者が本事業を承継することにより誘客事業が地域に根ざすことを目指す。

※ 倶知安町、ニセコ町の地域

#### (2) 業務内容

ニセコからウポポイ・西いぶり※への日帰りバスツアー事業の運行、バス事業のPR及びPRイベント開催、登別温泉におけるウポポイPR

※ 白老町、登別市、室蘭市、伊達市、洞爺湖町、豊浦町、壮瞥町の地域

#### (3) 履行期限 契約締結の翌日から令和9年3月19日（金）まで

#### (4) 電子調達システム（G E P S）の利用

本件は、企画提案書の提出、特定通知等の手続き等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難しい場合は、紙方式参加願（別記様式1）を提出するものとする。

### 2 企画競争参加資格要件

入札に参加できる者は、単体法人又は複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

なお、コンソーシアムの場合は、次の（1）から（6）に掲げる要件を全ての構成員が満たす必要がある。

#### (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定にしない者であること。

#### (2) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格を有する者であること（ただし、地方自治体を除く。）。

また、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を受けていること。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

また、更生手続開始の決定を受けた者又は再生手続開始の決定を受けた者は、次に掲げる書類を提出していること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写し）

イ 決定等に伴い、定款、役員等に変更があった場合は、競争参加資格審査申請書変更届

- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) コンソーシアムの構成員が単体法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員としてこの入札に参加する者でないこと。
- (7) 電子調達システムから説明書等を直接ダウンロードした者であること、又は支出負担行為担当官から説明書等の交付を受けた者であること。

- (8) 企画提案書を提出する者に関する要件

企画提案書を提出する者（以下「提案者」という。）に対する業務実績に関する要件は、以下のとおりとする。

同種又は類似業務の実績

提案者は、平成 28 年度以降に完了した業務において、次の同種又は類似業務いずれかの実績を有すること。また、受注実績回数は問わない。

同種業務：北海道、公益社団法人北海道観光機構、公益財団法人アイヌ民族文化財団が発注したウポポイ誘客促進に関する業務

類似業務：観光に関する業務

- (9) 配置予定技術者に関する要件

配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

ア 管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

管理技術者は、平成 28 年度以降に完了した業務において、次の同種又は類似業務いずれかの実績を有すること。また、受注実績回数は問わない。

同種業務：北海道、公益社団法人北海道観光機構、公益財団法人アイヌ民族文化財団が発注したウポポイ誘客促進に関する業務

類似業務：観光に関する業務

イ 担当技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

担当技術者の少なくとも 1 名は、平成 28 年度以降に完了した業務において、次の同種又は類似業務いずれかの実績を有すること。担当技術者を複数配置する場合は、最も優位な実績を有する者について評価することとし、また、受注実績回数は問わない。

同種業務：北海道、公益社団法人北海道観光機構、公益財団法人アイヌ民族文化財団が発注したウポポイ誘客促進に関する業務

類似業務：観光に関する業務

(10) 旅行業法第3条の登録（第一種旅行業、第二種旅行業）を受けていること。

### 3 手続等

(1) 担当部局

〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎

北海道開発局開発監理部会計課契約スタッフ

電話 011-709-2311（内線 5247） 電子メール：hkd-ky-keiyaku1@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和8年5月29日（金）から令和8年6月10日（水）まで

イ 交付方法

電子調達システムにより交付する。ダウンロード方法は、以下北海道開発局ホームページを参照すること。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/kaikei/ud49g70000006p73.html>

（説明書等に対する質問があった場合の回答書についても同様にダウンロード機能により交付するので、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックを入れること。）

また、電子調達システム未導入であっても、インターネット環境があれば交付を受けることが可能である。ただし、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は上記(1)に問い合わせること。

(3) 電子調達システムのURL

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

※システムの都合上「企画競争」については、電子調達システムの「公募型プロポーザル情報」において掲載している。

(4) 企画提案書の提出方法及び提出期限

ア 提出方法

電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合及び紙方式参加願（別記様式1）を提出した場合には、原則として上記(1)に記載のアドレスあてに電子メールにより提出すること。

イ 提出期限

令和8年6月10日（水）12時00分

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリング実施

令和8年6月12日（金）13時30分～札幌第1合同庁舎6階共用会議室（北側）

### 4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、提案者側の負担とする。

- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、本コンソーシアムに対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。